

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……

……（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……

……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……

告示

○昭和三十六年東京都告示第二百六十九号（国土調査基準点測量成果の写の閲覧

に関する規程）の一部改正……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……

○平成六年東京都告示第三百四十七号（東京都土地区画整理事業助成規程）の一

部改正……（都市整備局市街地整備部区画整理課）……

規程（文）

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……

……（深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程）……

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十年東京都規則第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「変更」を「減免」に改める。

別表第1の部2の項(3)を削り、同部3の項の次に次のように加える。

4 措置入院患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わないものとする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第二条及び別表の規定は、令和三年七月一日以後の入院に要した費用として徴収する分から適用する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十九号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第1号様式(第1条関係)

東京都知事殿

_____年 月 日

本籍地	都・道・府・県(外国籍の方は国籍)		
現住所			
ふりがな		性別	
氏名		男・女	
旧姓又は通称名 併記の希望の有無	有・無	[有]の場合は、旧姓又は通称名	
生年月日	年 月 日		
電話番号	— —		

製菓衛生師免許申請書

下記により、製菓衛生師の免許を受けたいので、申請します。

記

- 1 _____年 月 _____都道府県 製菓衛生師試験合格証書(第 _____号)
- 2 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことの有無(ある場合は、その理由及び年月日)

(添付書類)

- 1 製菓衛生師試験合格証書(原本)
- 2 診断書(麻薬、あへん、人麻及び覚醒剤の中毒者であるか否かを診断したもので、3か月以内に発行されたもの。)
- 3 住民票(本籍地(外国籍の方は国籍)が表示され、マイナンバーは省略されているもの)又は戸籍抄(謄)本等(いずれも6か月以内に発行されたもの)
*1の書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、氏名の変更が確認できる戸籍抄(謄)本等
*外国籍の方のうち、在留資格が短期滞在であるなどの理由により住民票の写しが交付されない場合は、旅券その他の身分を証する書類の写し(本証持参)
*旧姓の併記を希望する場合は、旧姓から現在の氏名までの変更が確認できる戸籍抄(謄)本等又は現在の氏名と併記を希望する旧姓とが記載された住民票
*通称名の併記を希望する場合は、現在の氏名と併記を希望する通称名とが記載された住民票

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式中「氏名」の次に「旧姓等」を加える。
別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条関係)

東京都知事殿

年 月 日

(申請者) 現住所 _____

ふりがな _____ 性別 男・女

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

製菓衛生師 名簿訂正申請書
免許証書換え交付

下記のとおり変更したので、製菓衛生師 名簿の訂正を申請します。
免許証の書換え交付

記

1 変更事項

本籍地(都道府県名) (国籍)	旧	新	
氏名	旧 (ふりがな)	新	(ふりがな)
旧姓又は通称名の併記の希望の有無	<有・無> 「有」の場合、旧姓又は通称名		

2 変更年月日

年 月 日

3 免許証番号及び免許年月日

東京都 第 _____ 号 _____ 年 月 日

(添付書類)

- ・製菓衛生師免許証(名簿訂正のみの場合は不要)
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、複製原戸籍若しくは捺印戸籍本又は住民票の写し
- ・名簿登録事項(氏名・本籍地(都道府県名等)が記載されている戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等を揃えること(旧姓併記を希望する場合は、旧姓が記載された戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等)。

*名簿登録事項(氏名・本籍地(都道府県名等)に変更はなく、旧姓又は通称名を併記した免許証の書換え交付のみをする場合は、旧姓又は通称名を併記した住民票の写しの添付により代えることができる。ただし、現在の氏名と併記を希望する旧姓又は通称名とを確認できること。

(日本産業規格A列4番)

原記載四角線枠中「連絡先電話番号」や「電話番号」及び「失そう」や「失踪」に於

め、同様式事項(注意)を前る。

(注意)

原記載四角線枠中「生年月日 _____ 年 月 日」や

「旧姓又は通称名の併記の希望の有無 <有・無>

「有」の場合、旧姓又は通称名： _____) 及び「連絡先電話番

生年月日 _____ 年 月 日」

号」や「電話番号」に於て、同様式事項(注意)を前る。

「 _____ 」 第 _____ 号

別記第六号様式中 製菓衛生師試験合格証書 _____

「第 _____ 号 製菓衛生師試験合格証書」に於て、「印」を前る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百五十八号

国土調査基準点測量成果の写の閲覧に関する規程(昭和三十六年東京都告示第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

